瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会答申第６０号（情）

１　審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成１２年瀬戸市条例第５号。以下「条例」という。）第５条の規定により、令和２年４月２７日付けで行った文書「１．にじの丘学園が掲げる『郷土愛の醸成』のためのカリキュラム等々、その具体的方法を示す文書。及び『郷土愛の醸成』レベルの評価に関する文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和２年５月１９日付け２瀬学教第２２４号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

２　審査請求人の主張の趣旨

⑴　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第５条に基づき、審査請求人が令和２年４月２７日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和２年５月１９日付け２瀬学教第２２４号で行った公文書一部開示決定の処分について、開示された公文書以外に存在するはずである公文書の開示を求めるものである。

⑵　審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア　処分庁は、令和２年４月２７日付け公文書開示請求書で求めた、「１．にじの丘学園が掲げる『郷土愛の醸成』のためのカリキュラム等々、その具体的方法を示す文書。及び『郷土愛の醸成』レベルの評価に関する文書。」に対し、総合的な学習の時間の中の「地域学習」部分を開示した。

イ　「地域学習」が『郷土愛の醸成』の基礎をなす可能性を否定するわけではないが、「地域学習」一般と『郷土愛の醸成』は、同一のものではない。

ウ　処分庁は、開示した公文書（２０２０年度 にじの丘学園 地域学習全体計画（案））の【身に付けさせたい、各段階における必要な知識及び技能の具体例】部分が該当すると述べたが、「知識及び技能」と『郷土愛の醸成』レベルの評価とは無縁であり、市教委は該当しない文書を開示した。

エ　処分庁は、にじの丘学園の教育の柱は、『協働型課題解決能力の育成』と『郷土愛の醸成』であるというが、当然『郷土愛の醸成』について、確固とした指導方針が存在するであろうから、当該文書の開示を求める。

３　処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

⑴　「郷土愛の醸成」は、学校の教育活動全体を通して行われ、教科等の時間のほか様々な活動が含まれている。教科等の時間以外の様々な活動の中で育まれる郷土愛については、その評価は行わないため、評価に関する文書は存在しない。

⑵　各教科の時間において外部講師を招いた場合、その評価はあくまでも教科等の評価

規準を用いることとなり、「郷土愛の醸成」に対する評価規準は存在しない。

⑶　総合的な学習の時間に行われる「地域学習」で、各段階で育成を目指す資質・能力を明確にして学習活動に取り組ませているため、開示時には「各段階で育成を目指す資質・能力」及び「身に付けさせたい、各段階における必要な知識及び技能の具体例」を地域学習における評価規準として示したものである。

⑷　以上、「にじの丘学園総合的な学習の時間全体計画教育課程」、及び「にじの丘学園教育課程」として、令和２年5月１９日付け２瀬学教第２２４号で開示した文書は審査請求人が開示請求をした公文書に該当するものである。

4　審査請求に係る経過

令和２年　４　月２７日	審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和２年　５　月１９日	処分庁は審査請求人へ公文書一部開示決定通知書を提出
令和２年　６　月　８　日	審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和３年　１　月２２日	処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和３年　４　月１５日	審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和３年　８　月　３　日	審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和４年１２月１４日	審査庁から瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書を提出
令和５年　３　月２０日	第１回審査

5　審査会の判断の理由

⑴　審査請求人は、次のように主張している。

　処分庁は、「郷土愛の醸成」を瀬戸市の小中一貫教育の取組として２本柱の１つとして位置付けている。また、新聞記事等にもあるとおり、にじの丘学園の校長も「郷土愛の醸成」を２本柱のうちの１つとしている。

「地域学習」は、基本的に全国の小中学校で実施されているが、「郷土愛の醸成」を中心に据えた学校はおそらく無い。にじの丘学園は、瀬戸市小中一貫教育のモデル校であり、そこで「郷土愛の醸成」と言っている。

　開示された文書は、請求した文書と基本的に異なるものである。

「郷土愛の醸成」は、にじの丘学園が大きな柱として掲げた目標であるため、具体的指導方法、評価方法等がなくては指導ができない。

　以上のことから、開示請求をした文書は存在すると考える。

⑵　そこで、本審査会は、「にじの丘学園が掲げる『郷土愛の醸成』のためのカリキュラム等々、その具体的方法を示す文書及び『郷土愛の醸成』レベルの評価に関する文書」について次のとおり調査し、審査を行った。

ア　一部開示決定において文書の不存在を一部開示の理由としていないにもかかわらず、審査請求人はその他の文書が存在する旨を主張していることから、どのよう

に一部開示決定を行ったのか確認した。

処分庁は、郷土愛の醸成は様々なカリキュラムの中で実施しているが、地域学習の全体計画等が該当文書と考え開示したとの回答であった。また、各カリキュラムの評価は存在するが、審査請求人が求める郷土愛の醸成レベルの評価については、存在しないとの説明であった。

イ　開示した文書の中に郷土愛の醸成のカリキュラムが含まれているということか、また、なぜ開示決定の時に郷土愛の醸成レベルの評価に関する文書を不存在としなかったのかについて確認した。

処分庁は、郷土愛の醸成のカリキュラムはないが、地域学習やキャリア教育といったプログラムの中には地域と関わる機会等間接的なものがあること、また、郷土愛に対する評価があるかどうかについて、学習全体の評価で補えるものと認識していたことから、当初は全部開示として出したが審査請求人が求めるものではなかったとの説明であった。

ウ　審査請求人は柱の１つとして挙げているのになぜその文書がないのかと言っているが、公文書の開示において、前述の説明をしないと開示した文書が請求された文書であると言えないということは、そもそも請求された文書は不存在に当たらないかについて確認した。

処分庁は、郷土愛の醸成そのものについてではないが、その一部を為すものが開示の対象文書であると考え、総合的な学習の時間を開示したとの説明であった。また、地域学習の中にも郷土愛を感じさせる場面があると考えており、一つ一つの細かなカリキュラム、地域学習や総合的な学習を行うことで郷土愛が醸成されていくだろうと考え、総合的な学習の時間のほかにも教育課程を開示したが、審査請求人が求めているものではなかったとのことであった。

エ　したがって、本審査会としては、これ以上審査することは困難であるので、開示された公文書以外に存在するはずであると審査請求人が主張する「にじの丘学園が掲げる『郷土愛の醸成』のためのカリキュラム等々、その具体的方法を示す文書及び『郷土愛の醸成』レベルの評価に関する文書」のうち、「にじの丘学園が掲げる『郷土愛の醸成』のためのカリキュラム等々、その具体的方法を示す文書」は開示された文書の中に散りばめられており、開示請求された文書であることを否定するものではないが、審査請求人が求めている文書と同じものではなく、また、「『郷土愛の醸成』レベルの評価に関する文書」については存在しないという結論に至った。

6　結論

以上のことから、本件については、上記１のとおり判断した。

7　補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の開示

請求に対する事務等について、補足的に意見を述べる。

本件審査請求は、開示請求に対し処分庁が該当文書であると想定した文書を開示し、審査請求人の希望する文書の開示ではなかったことに端を発している。このことから、処分庁は、文書の開示に至るまでの間に、求められている文書の特定をきちんとすべきである。

また、審査庁及び処分庁は、審査請求書の提出があってから弁明書が提出されるまでや口頭意見陳述等一連の審査手続の終了から諮問まで等に時間を要し、諮問が非常に遅くなっている。行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に規定する審査請求制度の趣旨に鑑み適切な期間で処理するよう求める。